

**大網白里市**  
**新型インフルエンザ等対策行動計画**

**平成 26 年（2014 年） 9 月**  
**大網白里市**

## 目 次

I. はじめに	1
II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	4
3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
4. 新型インフルエンザ等発生時の被害と影響について	7
5. 対策推進のための役割分担	9
6. 市行動計画の主要6項目	12
(1) 実施体制	12
(2) 情報提供・共有	12
(3) まん延防止に関する措置	14
(4) 予防接種	15
(5) 医療	16
(6) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置	19
7. 発生段階	19
III. 各段階における対策	22
1. 未発生期	22
(1) 実施体制	22
(2) 情報提供・共有	23
(3) まん延防止に関する措置	23
(4) 予防接種	24
(5) 医療	25
(6) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	26
2. 海外発生期	28
(1) 実施体制	28
(2) 情報提供・共有	29
(3) まん延防止に関する措置	29
(4) 予防接種	30
(5) 医療	30
(6) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	31
3. 国内発生期（県内未発生期）～県内発生早期	33
(1) 実施体制	33
(2) 情報提供・共有	34
(3) まん延防止に関する措置	34
(4) 予防接種	36
(5) 医療	36
(6) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	37
4. 県内感染期	40
(1) 実施体制	40
(2) 情報提供・共有	41
(3) まん延防止に関する措置	41

(4) 予防接種	43
(5) 医療	43
(6) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	44
5. 小康期	48
(1) 実施体制	48
(2) 情報提供・共有	49
(3) まん延防止に関する措置	49
(4) 予防接種	49
(5) 医療	49
(6) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	50

## I はじめに

### (1) 新型インフルエンザ等の発生と危機管理

新型インフルエンザは、季節性インフルエンザのウイルスとその抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生するものである。ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と、それに伴う深刻な社会的経済的ダメージをもたらすことが懸念されている。また、感染力の強さから新型インフルエンザと同様に多大な影響を及ぼす未知の感染症が発生する可能性もあり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

近年、東南アジアなどを中心に鳥の間で高い病原性を示す鳥インフルエンザ（A/H5N1）ウイルスが流行しており、このインフルエンザウイルスに人が感染し死亡する例も報告されてきたが、2009年（平成21年）4月には、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となった。このとき発生したインフルエンザの病原性は、これまでの季節性インフルエンザと同程度であったが、わが国においても、一般的、地域的に、医療現場の混乱や物資のひっ迫などが起こった。

最近では、2013年（平成25年）3月に、これまで報告されることがなかった鳥インフルエンザ（A/H7N9）ウイルスの人への感染が中国において確認され、死亡者もでてきている。このようなことから、従来から注目されてきたA/H5N1型に加え、A/H7N9型の鳥インフルエンザからも新型インフルエンザが発生するのではないかと懸念されている。新たなインフルエンザが発生し、まん延した場合であっても対応できる十分な危機管理体制が必要である。

### (2) 新型インフルエンザ等対策の経緯

わが国では、2005年（平成17年）に、「新型インフルエンザ対策行動計画（以下「行動計画」という。）」が、世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画（Global Influenza Preparedness Plan）に準じ策定された。その後、2008年（平成20年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、2009年（平成21年）に改定された。

同年の新型インフルエンザ（A/H1N1）の世界的な大流行では、わが国の健康被害の程度は、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性の低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。これらの教訓等を踏まえ、病原性の高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、2011年（平成23年）9月に行動計画を改定するとともに、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、2012年（平成24年）5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が制定され、2013年（平成25年）4月に施行された。

この法律は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最少となるようにすることを目的としたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医

療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### （３）政府行動計画の作成

国は、特措法第 6 条に基づき、2013 年（平成 25 年）6 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示したものである。

### （４）千葉県行動計画の作成

県においても、2005 年（平成 17 年）11 月に「千葉県新型インフルエンザ対策行動計画」を作成し、数次にわたり改定を行ってきたが、特措法に基づく政府行動計画の作成を踏まえ、また、特措法に規定された行動計画とするため、2013 年（平成 25 年）11 月に抜本的に改定された。

千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）は政府行動計画を踏まえ、県における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものであり、付随するマニュアルを作成し、具体的な対応を図る内容となっている。

### （５）大網白里市行動計画の作成

大網白里市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本行動計画」という。）は、特措法第 8 条に基づき、市における新型インフルエンザ等対策の基本方針及び市が実施する措置等を示すもので、政府行動計画及び県行動計画に基づく市町村行動計画に位置付けられるものである。

市では、本行動計画を基にマニュアルを作成するなど、病原性の高い新型インフルエンザ等だけでなく、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう対策の具体化を図り、選択肢を示すものとする。さらに、市においては、本行動計画等に基づき、出先機関を含め、全庁が一体となって取組を推進し、対策を実施するものである。

なお、本行動計画の対象となる感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府行動計画、県行動計画と同様に、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・ 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

本行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の知見を取り入れ随時見直しを行い、また、政府行動計画、県行動計画が変更された場合も、適時適切に変更を行うものとする。

なお、本行動計画は、国や県の基本方針を理解できる形にするため、県全体の状況についても述べている。

